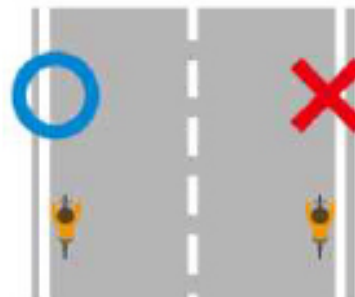


H26年1月28日

自転車事故
4700万円賠償
歩行者死亡、加害者に命令
東京地裁

車道は左側を通行

自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。



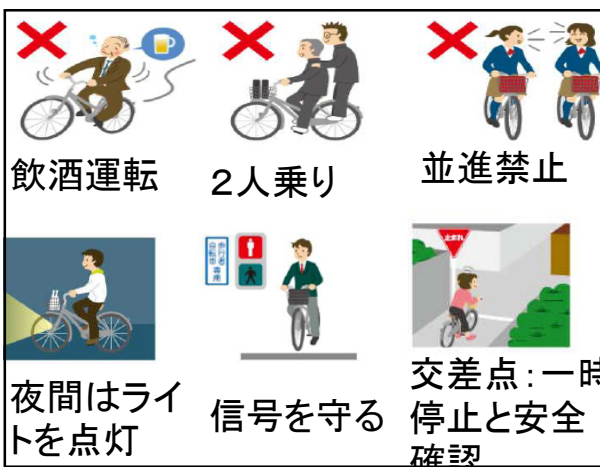
歩道は歩行者優先で、

車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければならない。



•自転車は、車道が原則、歩道は例外
道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。





おはようございます。3年生は私立高校、公立の推薦入試も終わりました。合格した人はおめでとう！駄目だった人は、次頑張ってくださいね。このように中学後の進路が決定した3年生も何人かいます。でも、周りには色々な人がいます。浮かれないようにこの3週間、中学生としての生活をしっかりと切り切ってください。

さて、今日は全校生が揃った最後の朝礼です。今後君達がこのような事に関係しないように交通安全のお話をしたいと思います。この新聞記事を見て下さい。先月のものです。2010年に東京大京道の横断歩道を渡ろうとしてた75歳のおばさんが信号無視の自転車にねられて亡くなった事件があり、その遺族が裁判を起して、加害者に4700万円賠償せよという判決が出ました。そして、去年にお知らせしましたが昨年7月には、神戸でも小6の児童が67歳のおばさんにつづり、意識不明になって今も寝たきりとなつて児童の保護者に9500万円の支払いを命じた判決がありました。自転車大当り、と怪しみかねるのですが、お金を請求されるのとはともかく、自転車でも人にけがをせたり、最悪では命を奪ったりするということを充分認識して欲しいと思います。

昨日も休日でしたがR1内崎駅近辺では、自転車に乗っている人が多いです。中には、ほんとに危ない乗り方をしている人も目立ちます。車の免許をとるころと思えば、親や他人に色々と法律や危険なことを受けます。自転車の場合は、免許はありませんね。親や兄弟などに教えてもらって乗れた後は自由みたいな感じできているから、こういう事故などが起こる原因のひとつになっているです。皆さんが、この記事のように加害者にならないようにもう一度、自転車の乗り方について確認したいと思います。法律上は自転車は車の仲間です車道です。

＜中略＞

と言うことで、自転車に乗るときは充分気をつけて被害者は勿論、加害者にも絶対ならないように注意して下さい。特に、複数で自転車で移動するとき、クラブ活動での移動時は特に注意して下さい。明日から期末テストが始まります！皆さんが、今後一切、事故に合わない起こさないことを祈りまして全校生が揃った最後の朝礼を終りたいと思います！